

## 募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針

平成 24 年 11 月 01 日 制定

平成 31 年 02 月 01 日 改訂

株式会社 DMM.com 証券

1. 当社は、株式等の募集もしくは売出しの取扱いまたは売出し（以下、「募集等」といいます。）を行うに際し、あらかじめお客様の需要動向の把握に努め、「適合性の原則」に留意して適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。

2. 当社は、機関投資家への配分数量および従業員持株会等への抛出株数を除いた数量（以下、「配分予定単元数」といいます。）について、需要申告をされた法人および個人のお客様を対象に配分を行います。

3. 当社は、募集等に係る株式等の配分を以下のとおり行います。

### （1）新規公開株式の場合

新規公開株式の配分は、次の方法で行います。なお、公開価格の決定にあたり、ブックビルディング方式を採用した場合は、ブックビルディング期間中に行われた需要申告についても、配分の申込が行われたものとして取扱います。

### A) 抽選による配分

- ① 配分の機会を公平に提供するため、需要申告をされたお客様全員を対象に、原則その 100%を抽選いたします。
- ② 抽選は、コンピューターにより、発行価格決定日に当社が行います。ただし、委託販売団等から割当てを受けた銘柄につきましては、委託販売団等から割当てを受けた日から発行価格決定日までのいずれかの日に行います。具体的な抽選の日付につきましては、当社ホームページに掲載する他、当社カスタマーサポートにてお問い合わせいただけます。
- ③ 抽選の結果、当選されなかったお客様につきましては、原則として当該申込みの効力はなくなつたものとみなし、抽選の方法により決定する配分先の対象となることはありません。
- ④ 抽選は、次の場合にはその割合を引き下げること、または抽選による配分を採用しない、もしくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。
  - ・ブックビルディングの需要申告件数が配分予定単元数を上回らない場合
  - ・抽選を行う数量が 5 単元に満たない場合
  - ・その他社会的状況等により当社がやむをえないと判断した場合

### B) 抽選によらない配分

お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に

配分することとしています。

① 適合性の原則に関する基準

当社は、新規公開株式の申込み時に預かり金を買付代金以上あるお客様を優先して、新規公開株式を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。

② 短期売買の排除に関する基準

当社は、新規公開株式の特性を重視し、長期安定的に保有してくださるお客様を中心に配分を行います。そのため、過去、当社で配分をした後、直ちに売却を行っているお客様へは、長期安定的に保有していただけるお客様に比べて配分数量が少なくなる場合がありますので、御了解いただきますようお願いいたします。

③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

当社は、新規公開株式の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をさせていただいているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株式における需要調査において、お客様の需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。

なお、当社が抽選以外の方法による新規公開株式の配分を行う場合、過度な集中配分および不公正な配分は行わないこととし、原則として、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と抽選以外の方法による配分の一顧客当たりの平均数量の格差を10倍以内に留め、一顧客当たりの配分上限数量を10単元までとします。また、前回配分を行った時から3ヶ月以上経過しているお客様へ優先して配分するものとします。

C) 結果のお知らせ

当選の旨および払い込みの要領を電子メール等でお知らせします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 新規公開株式以外の場合

新規公開株式以外の配分は、抽選を行わず、需要申告されたお客様を対象に、お客様のニーズを勘案し、「適合性の原則」に留意して、過度な集中配分および不公正な配分とならないよう適切に行います。

4. 需要申告および配分のお申込みは、お電話もしくはインターネットを通じて受け付けいたしません。

5. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領につきましては、各案件の発行会社で作成する有価証券届出書および目論見書に記載されます。また、これらの要領につきましては、当社ホームページに掲載する他、当社カ

スタマーサポートにてお問い合わせいただけます。

6. 当社は、お客様の損失を補填し、または利益を追加する目的での配分を行わない等、法令諸規則を遵守することはもとより、次に掲げる者への配分は行わないことといたします。

- ① 発行会社が指定する者
- ② 当社の役職員
- ③ 当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者
- ④ 反社会的勢力
- ⑤ 発行会社の特別利害関係者等
- ⑥ 公募増資発表後、発行価格決定までの間に空売りをを行い、当該ポジションが発行価格決定時点で解消されていないお客様

なお、需要申告がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告はお受けいたしません。

7. 株式等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株式等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株式等の発行会社に提供いたします。

8. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以 上